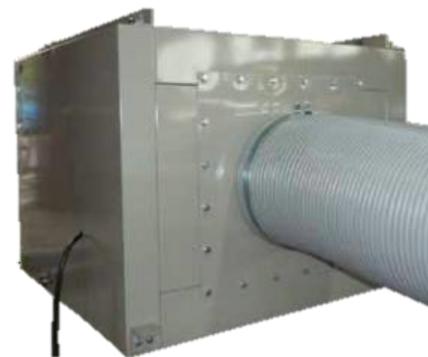


【2023年度】

井水式ユニットクーラー

期限延長決定!!
令和7年3月末迄

税制優遇措置のご案内



税制措置について

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入制度の概要 ※市区町村へ申請

＜概要＞

新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、
中小企業者が申請・認定を受けることが可能。

認定された場合は、**税制支援措置を受けられる。** ※認定後に購入することが必須

取得設備の固定資産税を軽減

課税標準を3年間: 1/2に軽減

【賃上げ表明】令和6年3月末迄に取得: 5年間: 1/3に軽減
令和7年3月末迄に取得: 4年間: 1/3に軽減

＜適用期間とは？＞

～令和7年3月31日まで

＜中小企業者とは？(製造業の場合)＞

資本金：1億円以下の法人
従業員：1000人以下

＜要件＞ ※ユーザー様作成

先端設備等導入計画(認定時)

労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれること

投資計画(税制措置を受ける場合)

年平均の投資利益率が5%以上見込まれること



【中小企業等経営強化法】 中小企業経営強化税制「A類型」の概要 ※国へ申請

≪概要≫

中小企業者が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し指定事業の用に供した場合、

法人税を即時償却または取得価格の10%の税額控除が選択可能

* 個人事業主は所得税。 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%。

≪中小企業者とは？≫

資本金：1億円以下の法人
従業員：1,000人以下

工業会証明書
発行
(弊社にて手続き)

≪一定の設備とは？≫

生産性向上設備(A類型)の要件を満たすもの
* 購入後でも60日以内に経営力向上計画が受理されればOK!

⇒井戸水式ユニットクーラーはOK (器具備品)
※取得額：30万円以上 (中古資産はNG)

≪適用期間とは？≫

～令和7,03,31まで

《メーカー／工業会の証明書発行について》

- ①証明書発行依頼から手元に届くまで、**1ヶ月程度**かかります。ご依頼はお早めに。
- ②**証明書の発行には手数料**がかかります。(1通:3,000円)

お客様へ原本1通を発行し、その原本からコピーを取って、認定申請に添付します。
(**原本は、お客様で保管**してください)

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

《先端設備等導入制度による支援》

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>

《経営強化法による支援》

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

